

予鉄道電気株式会社を設立し、各種料金の引下げ其他供給条件の緩和を図った。

かくて創始卅八年の歴史を有する古き伊予鉄電は形式上こゝに全く終局を告げ、新規の資本金二千八百三十一万二千円を擁する新伊予鉄電は名実共に県下電気界統制の総元締としての責任と自負をもって大正十四年十二月一日より華々しく営業第一歩を踏み出した。

そして昭和十三年四月、「国家総動員法」が公布されると同時に「電力国家管理法」が制定された。これに伴い、翌一四年四月には日本発送電株式会社が発足し、発送電部門は全国一元的に統一された。その後、昭和一六年八月の配電統制令により翌一七年、全国九地区に配電会社が設立され、四国では、東邦電力株式会社（徳島県）、四国水力電気株式会社（香川県）、高知県電気局、土佐電気株式会社（高知県）、伊予鉄道電気（愛媛県）の五電気事業者が同年四月、四国配電株式会社に一本化された。

終戦後は、昭和二五年公布の電気事業再編成令および公益事業令により、日本発送電および四国配電から出資並びに資産の譲渡を受け、昭和二六年五月資本金四億円で四国電力株式会社が発足した。

また、伊方町内の事業所は、昭和二六年、町見村、伊方村の両地区に伊方散宿所、町見散宿所が置かれたが、三〇年には町見散宿所が九町散宿所に改称。更に三四年には両散宿所とも営業店に改称され、三七年には両事業所が統合され現在の伊方営業店となっている。

第二節 伊方発電所

一 一、二号機の誘致

伊方町長山本長松が、関係地主や関係漁協組合長の署名を集め、四国電力へ本社を訪れ、原子力発電所の誘致陳

情を行ったのが昭和四四年三月から四月にかけてである。四国電力が四国四県の中で一〇か所前後の候補地点を物色しており、その中に伊方が含まれていたこと。その中で本命とされていた津島地点が計画中止に至ったことなどを踏まえての行動であった。

この誘致陳情を受けた形で、四国電力から伊方町長山本長松に用地買収に関し、協力依頼があったのが昭和四四年六月である。そして同年六月から七月にかけて、町主催で関係地主を対象に原子力発電所誘致説明会を開催し、協力を要請するとともに、伊方町議会議員全員協議会で、原子力発電所誘致に関する説明および協力方を要請した。四四年七月七日、伊方町は四国電力との間に、「原子力発電所敷地の確保に関する協定」ならびに、同協定に基づく「業務委託契約」を締結、関係地主との間に停止条件付土地売買契約の締結を開始した。一方、伊方町議会は敦賀発電所、美浜発電所の諸施設およびその周辺の諸条件を視察、更に九町越現地の実情などを調査するとともに、四四年七月二八日、伊方町議会臨時会で次のとおり原子力発電所誘致を満場一致で決議、同日議会内に原子力発電所誘致特別委員会を設置した。

原子力発電所誘致促進に関する決議

激動する現下の社会情勢のなかで特に人口、産業の都市集中化は著しいものがあり、地方における過疎現象は衆目のとおりである。

このきびしい現況にかんがみ地場産業の振興育成は勿論、近代的工業施設の誘致を図り地域の開発を促進し、もって住民の生活水準の向上を図ることは目下の急務である。

ときあたかも四国電力株式会社による原子力発電所設置の一候補地として本町が選ばれたのを機会に、本町議会ではさきに建設中である日本原電敦賀発電所並びに関西電力美浜発電所の諸施設及びその周辺の諸条件を視察し、さらに候補現地の実情を調査するとともに、これが地域社会に及ぼす諸般の影響等を考慮しつゝ慎重な検討を重ね、当施設の実現が地域の開発と産業の振興に貢献するところ大なるものがあることを信じ、ここに原子力発電所の誘致建設の促進を期すると共に地域

住民の生活向上の為最大の努力を尽くすものである。
以上決議する。

昭和四四年七月二八日

愛媛県西宇和郡伊方町議会 函

これを契機に、伊方町は町内各地で原子力講演会、展示会、懇談会などを開催するほか、町内各種団体、一般住民を対象に、敦賀、美浜発電所の視察を行い、原子力に対する理解と協力を求めた。四五年三月、八幡浜市と西宇和郡五町の市町長、議長らが、原子力発電所誘致期成会を結成、同年八月、九町地区有志による原子力発電研究会が、九月には伊方町の元議員、現議員で構成する伊方町原子力発電所設置促進期成会（四八年一〇月融心会）が発足し、愛媛県に陳情するなど組織を挙げて誘致運動が展開された。

四五年九月、四国電力は、九町越平落地点に原子力発電所を立地することを正式に決定した。これを受けて、伊方町は、原電設置決定記念集会を開催、引き続き、町内一円をはじめ、瀬戸町三机、足成まで記念バレードを行った。一方、町議会は九月二十九日、誘致目的を達成したとして、原子力発電所誘致特別委員会を解散した。四五年一〇月、愛媛県議会において、原子力発電所の建設促進が賛成多数で可決、更に、四国電力が八幡浜市に伊方原子力建設準備所を開設し、本格的な建設準備に乗り出すこととなった。

二 三号機の増設

四国電力が脱石油を目指して、原子力発電を主力とする電源開発を進めるとともに、六〇年代の電力の安定供給を果たすため、伊方三号機の増設を計画し、愛媛県および伊方町に申し入れたのは昭和五五年五月である。

同五年三月、愛媛県、伊方町、四国電力の三者で締結した安全協定には、原子炉総数は二基を限度とすると

明記しており、二号機ははまだ建設途中であった。そして一号機が五二年七月、タービン蒸気加減弁からの蒸気漏れにより運転停止。五三年一〇月、一次冷却材ポンプ軸封部から、冷却水漏洩のため原子炉停止。五四年三月から五月、制御棒クラスタ案内管たわみピン、支持ピンの損傷発見。五五年四月、一次冷却材ポンプ入りロエルボスプリッタのひび割れを発見など、毎年安全面で新聞にぎわせていた。更にTMI事故後二年二か月、日本中で原子力防災の見直しが議論されている最中であった（TMIはアメリカのスリーマイル島）。

このような状況下で増設申し入れを受けた伊方町長福田直吉は一年四か月の熟慮の結果、五六年九月、伊方町議会議員全員協議会で三号機増設促進の意思表明を行った。この間、敦賀発電所の放射能漏洩事件が発生し、相当厳しい環境にあったが、五六年二月、議会内に政策懇談会、町長事務局に政策委員会が設置され、三号機増設に伴うメリット、デメリットなどについて検討されてきた。

五六年九月一〇日から一三日の四日間、八会場において町主催で三号機増設に関する地区説明会を開催、終わると直ちに町議会臨時会を招集、三号機増設促進の議案を提案、全会一致の議決を得た。

その間わずか一日間という短期間ではあったが、伊方町長は原子力発電所の安全性に対する考え方と、地区自治助成措置を中心とする町の施策を説明した。これに対し住民側からは住民投票によって決定すべきとの強い意見が出された。伊方町長は住民投票については、議会制民主主義を尊重し、実施しないとしたが、地区自治助成措置については、その規模を一世帯あたり月額五〇〇〇円程度と説明したため現金バラマキの誤解を生むところとなった。

三号機増設に際しては、一、二号機では経験しなかった、環境影響評価や公開ヒアリングのステップを踏まなければならなかった。特に第一次公開ヒアリングについては、全国原子力発電所所在市町村協議会で、地元騒動を持ち込むだけ、文書方式など抜本的な改善を要求している最中、伊方町は従来方式で受け入れたため、全原協の中

で伊方町は微妙な立場に立つこととなった。伊方町で行われた第一次、第二次公開ヒアリングは、機動隊と抗議デモの対立の中で開かれた点では、他の地点と変わりはないが、町長や町議会議員などが開会定刻に入場出来るなど、さしたる混乱もなく終了した。現在、昭和六十七年三月営業運転を目指し、工事が進められている。

三 用地買収

四国電力㈱から伊方町長山本長松に対し用地買収に関し、協力依頼があったのが昭和四十四年六月である。伊方町は、同年六月から七月にかけて四国電力㈱と用地買収単価基準等について協議するとともに、九町越土地所有者に対し、原子力発電所誘致説明会の開催、更に地区代表役員会を開催し、用地買収単価基準および土地売買契約書案を審議し、各地主に協力を要請した。

四十四年七月七日、伊方町は、四国電力㈱との間に「原子力発電所敷地の確保に関する協定」ならびに同協定に基づく「業務委託契約」を締結し、発電所用地の関係地主との間に、「地質調査の結果発電所用地として適地であることを確認すること」を停止条件とする土地売買契約の締結を開始した。しかし、用地買収は単価などの問題で難航した。四十四年一〇月、伊方町長は、議会全員協議会で、一部地主の間で単価増のため、土地売買契約が進展しないため、一時誘致上の作業を中止したいと表明し、これからの誘致対策について町議会の協力を求めた。

これに対し議会側は、「地主に対してはまだ説得の余地があり、誘致運動は継続すべきだ」とし、町と町議会が地主の説得に当たることとした。発電所用地の売買問題は、当初、山林一〇ヶ所当たり、七万六〇〇〇円を伊方町が提示し、ほとんどの地主が仮契約に調印していた。ところが、一部地主の中から地価が安すぎるとし一〇ヶ所当たり二二万円を要求、調印が難航していたが、四国電力㈱は、協力費を地主に支払うことで、四十五年四月一五日、発電所用地の全地主と土地売買契約の締結を完了した（地主一二三人、面積六五万坪）。

四 環境調査

一、二号機の環境調査は、昭和四十四年七月、四国電力㈱が伊方町を原子力発電所建設候補地として発表したことから始まる。四十四年八月から四十七年一二月にかけて気象、海象および地質調査が行われた。四十四年八月、水域の立体的構造把握のための調査として、九町越前面海域において第一次海象調査。翌四十五年五月、第二次海象調査。また定点の経時的調査のため、四十五年四月から四十七年二月の間、潮位、水温、波高および気象調査が行われた。

更に、原子力発電所立地の適否を大きく左右する地質調査のうち、炉心部のボーリング調査が、四十五年六月、行われた。その結果、九町越平落地点の岩盤は、強固な緑色片岩で、原子炉の基礎岩盤として問題がないことが判明、同年九月、四国電力㈱は原子力発電所建設地点を伊方町九町越平落に正式決定した。

その後、四十五年一二月から四十六年一〇月の間、試掘坑調査。四十六年四月から四十七年一二月には、護岸、取水口関係の海底ボーリングが行われた。この間四十五年一〇月には、ボーリング機材および地震計などの観測器具等が破壊される事件もあった。

三号機増設にかかわる環境調査は、一、二号機では経験しなかった環境影響評価という形で行われた。

通商産業省は五十二年七月、省議決定を行い、その後五十四年六月に、環境影響調査要綱、環境審査指針、環境影響調査および環境審査に伴う地元住民などへの周知等の措置要綱、発電所の立地に関する環境影響調査および環境審査の実施方針を定めた。この省議決定を踏まえ四国電力㈱は、伊方三号機増設計画を進めるに当たり、五十七年一月、愛媛県および伊方町に環境等調査計画案を提出した。

そして、愛媛県と伊方町は計画内容を審議するとともに、五十七年二月、伊方町環境監視委員会、町議会議員全員協議会です承。伊方原子力発電所環境安全管理委員会においても一部修正して承。これを受けて愛媛県と伊方町

第4編 産業・経済

は同年二月、一部修正して承認した。五七年三月、四国電力は環境調査に着手、五七年八月、四国電力は、環境保全のための対策を踏まえたうえで予測、評価し、その結果を愛媛県と伊方町に提出した。

その概要は、環境影響調査が大気質、水質、気象、陸生生物、海生生物など一〇六項目。安全審査関係調査二四項目。四国電力独自の調査として、飛行機による水温分布の赤外線写真調査、藻場分布調査など一八項目となっている。五七年八月、伊方町議会議員全員協議会、伊方町環境監視委員会で、引き続き九月八日、伊方原子力発電所環境安全管理委員会で同調査書が了承された。そして愛媛県と伊方町は九月一三日、付帯条件を付して承認した。

五七年九月、四国電力は通産省へ環境影響調査書を提出し、

五七年九月一七日から一〇月七日、伊方町、周辺町一一か所で環境影響調査書縦覧

同年九月二〇日から九月二三日、伊方町内三会場で地元説明会

五七年十一月一八日、第一次公開ヒアリング

等を経て、五八年三月、第九一回電源開発調整審議会で五七年度の国の電源開発基本計画に組み入れられた。

五 家屋移転

発電所建設予定地の九町越地区には、民家が一六戸（サイト内民家二戸、サイト外民家五戸）、神社二社、集会所一棟があった。発電所立地に伴う家屋などの移転問題が具体化したのは昭和四五年九月である。九町越地区において「原子力発電所設置に関する伊方町長を囲む会」が開催され、補償問題や移転先などについての協議が行われた。

四国電力は、四五年九月、原子力発電所建設地点を伊方町九町越平塔に正式決定したのを契機に、同年十一月

から家屋移転などの交渉を開始した。当初、サイト外の五戸は移転対象外であったが、サイト内の二戸が立ち退くと地区の機能を失うなどから当該五戸を含めて交渉は進められた。

その間、伊方町、町議会も同地区代表者および住民と協議を重ねた。その結果、全民家一六戸との移転補償交渉がまとまり、四六年三月、四国電力は九町越家屋移転補償契約調印を完了した。

四六年五月から四七年五月にかけて各戸は移転を行った。その移転先は、民家一六戸のうち、二戸が九町、二戸が亀浦に、宇和島、大阪府、山口県へそれぞれ一戸が移転している。また九町越地区のシンボルであった和霊神社（九町字アラカヤ二番耕地七〇五番）は九町越大曲り付近（九町字アラカヤ二番耕地六四〇番地）に移転改築され、四八年四月、関係者によって和霊神社遷座式が行われた。

六 漁業補償

伊方原子力発電所建設等に伴う漁業補償の関係漁協は、町見漁業協同組合と有寿来漁業協同組合の二漁協である。一、二号機の漁業補償については、四国電力が昭和四五年十一月、町見、有寿来両漁協との交渉が開始された。町見漁協（組合員一七九人うち正組合員一三五人、準組合員四四人）の補償対象は、漁業権一部消滅、温排水影響および公有水面埋め立てに伴う濁水、照明などの影響に対する補償。有寿来漁協（組合員九〇人うち正組合員五〇人、準組合員四〇人）は、温排水影響と公有水面埋め立てに伴う濁水、照明等の影響に対する補償となっている。

有寿来漁協との漁業補償交渉は、四六年一月、四国電力が補償金額二八五六万円を提示、これに対し漁協側から三〇〇〇万円を要結したいとの回答があり、四国電力は同年一月二五日、仮調印を行った。

四六年三月、有寿来漁協は臨時総会で賛成多数で承認可決、漁業補償契約書に調印（補償額三〇〇〇万円）、同

ことの勧告方を依頼した。

そして一〇月二日、原子力発電設置賛成組合員の請求により臨時総会を開催した。開会冒頭から組合員の除名、脱退問題をめぐり反対、賛成両派の組合員で激しく対立、怒号の中ではあったが原子力発電所設置を賛成多数で決議した。更に同日漁業補償交渉委員会の設置を決め、四十六年四月以来中断されていた四国電力㈱との漁業補償交渉は再開する運びとなった。

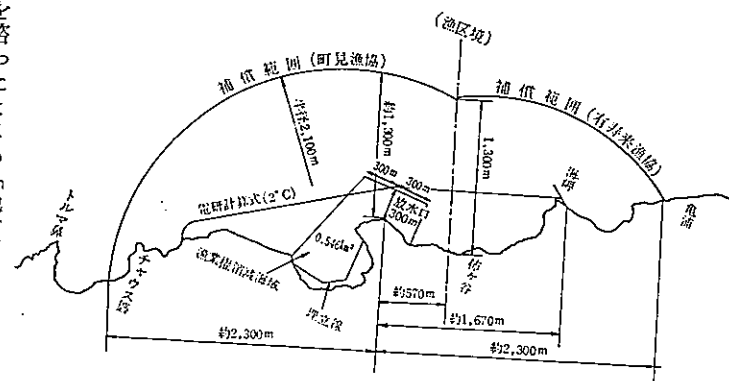
その後、四六年一月にかけて交渉がもたれたが、最終的に漁協要求額六億五〇〇〇万円、四国電力㈱提示額四億二〇〇〇万円に対立し、当事者間の交渉が行き詰まった。事態解決のため伊方町長、議長は四国電力㈱および漁協に対し愛媛県の調停を受けて解決するようあつせんを行ったところ、双方ともこれに同意し、同年一二月愛媛県に調停を依頼した。四六年一二月一五日、愛媛県から調停案が示され四国電力㈱、町見漁協ともこれを受諾し確認書を取り交わした。その調停案は、

伊方原子力発電所（五六万ワット級二基）の建設および保守運転にかかわる一切の補償事案〔漁業権の一部放棄（五四六四坪）〕

埋め立て、温排水、工事期間中の濁水、騒音等に対して、その補償金（協力費を含む）を六億五〇〇〇万円とする。

四六年二月二六日、臨時総会で漁業権一部放棄を含む漁業補償事案（補償金六億五〇〇〇万円を含む）を審議した結果、賛成多数で決議。翌二七日四国電力側は町見漁協との漁業補償契約を締結した。

四十七年二月 四国電力は町見漁協との補償契約に準じ、有寿来漁協との補償契約変更交渉を開始。二月八日、二号機設置に伴う温排水影響面積の拡大などにより補償金を五〇〇〇万円増し八〇〇〇万円とすることで合意に達した。そして、有寿来漁協は同年四月一七日、定期総会で漁業補償金八〇〇〇万円について異議なく承認可決。翌



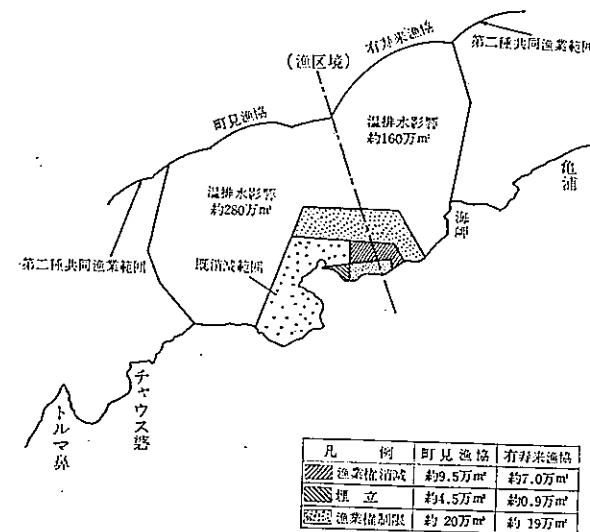
1・2号機の漁業補償範囲
(濁水による補償範囲を除く)

日、四国電力は補償金に他漁協の補償金に対し不均衡が生じた場合は、善処することを確約した。一方、町見漁協は四六年一月、四国電力との交渉で同年二月末の定期総会までに解決したいとの要望があった。四六年一月、重岡太守組合長の死去に伴い、松田十三正理事が組合長に就任。四六年一月四国電力は漁業補償金として一億七三〇〇万円を提示、漁協側は過少であるとの不満を表明、同年二月、漁協は一四億円を要求、これに対し四国電力は他の原子力発電所地点の補償額などに基づいた交渉を進めるよう要望した。

四月四月 町見漁協は補償要求額七億四〇〇〇万円、これに
対し四国電力(株)は同年四月一三日、漁業権消滅面積の拡大(三二
三四→四二一四^坪切)などを前提として八〇〇〇万円増の二億
五三〇〇万円を提示したが、町見漁協側はこの額では定期総会に
おいて承認を得ることは難しいと言明していた。

を諮ったところ「絶対反対」が過半数を占め原子力発電所建設反対を決議した。このため漁業補償交渉は中止されることになった。

を以て文し、凡そ文証の再考と補償交渉を軌道に乗せる



3号機 漁業補償範囲
(濁水等工事影響は省略)

一八日、四国電力は有寿来漁協との漁業補償契約書を二号機を含め最終調印した。

三号機増設にかかわる漁業補償については、五七年八月、四国電力が町見漁協（組合員総数三四二人、うち正組合員二一人、準組合員一三一人）と有寿来漁協（組合員総数八一人、うち正組合員六六人、準組合員一五人）に対し漁業補償交渉を申し入れた。

補償対象は、町見漁協が漁業権一部消滅（約九万五千㎡）、漁業権制限約二〇万㎡、温排水影響、濁水など工事影響。一方、有寿来漁協は漁業権一部消滅約七万㎡、漁業権制限約一九万㎡、温排水影響、濁水など工事影響となっている。

町見漁協の場合、一、二号機では愛媛県の調停を受けたが三号機については自主交渉で進められた。五八年一月、臨時総会で漁業補償交渉の申し入れを満場一致で決定。同日交渉委員会設置も決定した。同年二月通常総会で漁協内に漁業補償交渉委員会を設置（役員一三人、地区一二人）。同年三月四国電力との漁業補償交渉が開始され、四国電力から三号機増設計画概要、補償対象および補償の考え方が説明された。五九年六月、補償金二八億五〇〇〇万円、合意し仮調印を行った。この間の五九年三月には双方が初めて具体額を提示したが四国電力が一四億円、漁協側要求額五〇億円と大きな隔たりをみせて

いた。その後数回交渉が行われ五九年五月には四国電力二八億円、漁協側二九億円にまで歩み寄っていた。一方伊方町においては、交付金単価特例措置の問題などで五九年三月、町議会定例会で三号機増設促進を決議していた。五九年六月二十七日、臨時総会において補償金二八億五〇〇〇万円、漁業権の一部放棄など賛成多数で可決、六月三〇日、正式調印した。

一方、有寿来漁協については、五八年二月臨時総会で伊方三号機増設同意と漁業補償交渉承諾を決定。五八年四月、漁業補償交渉委員会（役員九人、組合員九人）を発足、同年一〇月交渉を開始し、四国電力から三号機増設計画概要、補償対象および補償の考え方が説明された。

五九年八月四国電力は五億八〇〇〇万円を正式に提示、漁協側は五〇億円の要求で交渉は難航していた。その後、徐々に格差が縮められ、五九年一月、補償額七億九〇〇〇万円、合意、仮調印された。同年一月二日、臨時総会で補償金七億九〇〇〇万円、漁業権の一部放棄など賛成多数で可決、一月八日正式調印された。

七 公有水面埋め立て

伊方発電所一、二号機の公有水面埋め立ては、昭和四十七年四月から四十九年一〇月にかけて行われた。四国電力が町見、有寿来両漁協および関係船舶所有者の同意を得て、愛媛県に公有水面埋立免許申請したのが四十七年一月である。その計画によると約一〇万㎡の海面埋め立てとなっている。埋め立て予定地の水深は五メートルから一〇メートルで周辺海域は大部分がけ状をしており、海面下の地形も急深で三〇〇メートル程度沖合から広がる水深六〇メートルの平坦な海域につながっている。

四十七年一月二三日、町見漁協は伊方原子力発電所の建設に伴う共同漁業権の変更免許申請書を愛媛県に提出。同年三月、愛媛県から伊方町に公有水面埋め立て計画について諮問。これを受けて伊方町は三月一八日、伊方町議会

定例会で満場一致で同意を決定。三月二〇日、愛媛県に同意する旨答申した。更に四国電力㈱に対し、埋め立て工事の施工に当たっては人命尊重と自然保護を基本的理念とし、海洋資源、森林資源の保護および景観の保存について最大限の努力を払うことを要望している。

四十七年三月二八日、愛媛県は伊方発電所建設に伴う発電所前面海域約一〇万坪の公有水面埋め立て免許を許可した。

四十七年四月、四国電力㈱は公有水面埋め立て工事に着手した。

九町越湾の入り口には延長七〇〇メートルの汚濁防止シートを設置し、水質汚濁防止に万全を期しながら、地盤改良から着手し、総延長八九七メートルの護岸の築造など埋め立て工事が進められ、四十九年一〇月完了した。

三号機については、既設一、二号機の東側に陸地切り取りにより約一〇万坪造成し、残り約五・四万坪を公有水面の埋め立てにより確保する計画となっている。四国電力㈱は、町見、有寿来両漁協および伊方町の同意を得て五十九年一二月愛媛県に公有水面埋立免許願を申請した。そして六〇年一月、愛媛県から伊方町に意見照会。同年二月伊方町議会臨時会で異議ない旨議決。三月愛媛県に答申した。

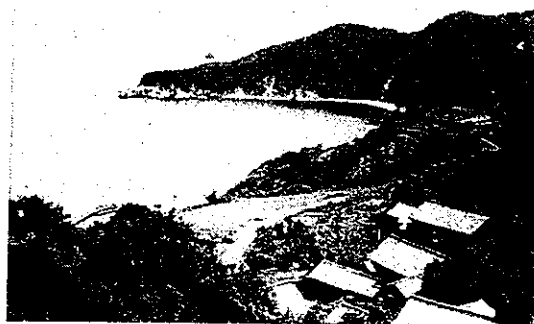
六〇年五月、愛媛県は公有水面埋め立てについて許可。これに伴い四国電力㈱は公害防止協定に基づく伊方三号機建設工事計画書を愛媛県、伊方町へ提出、同年六月承認。そして六月四日準備工事に着手。埋め立て面積約五・四万坪、埋め立て部の水深五メートルから二〇メートルとなり、地山切り取りにより発生する土石を利用し海抜一〇メートルに造成する。工事は、外周護岸の進展に従い、既成した護岸と仮締め切り堤で外海を遮断し、一次、二次、三次と段階的に埋め立てる。護岸延長は約七三八メートルで、構造は水深の大きい部分は直立消波ケーソン式護岸（五五〇メートル）、水深の小さい両端取合部はテトラポッド被覆式護岸（一八八メートル）となっている。水質汚濁防止対策としては、工事区域内二か所に延長二〇〇メートルの汚濁防止シートを設置して汚濁の拡散を防止するとともに、床掘り時にはグラブし

ゆんせつ船のグラブバケット周囲に汚濁防止枠、また床掘りした砂の投入時にはトレミー管を使用するなどとなっている。

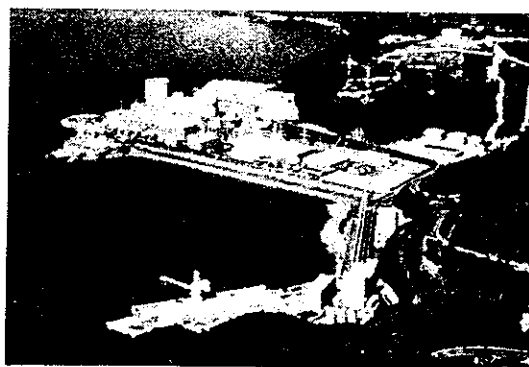
八 建設工事

伊方発電所は加圧水型軽水炉で一、二号機はいずれも電気出力五六万六〇〇〇ワット。一号機は昭和四十八年六月着工、五十二年九月営業運転開始。二号機は五三年二月着工、五十七年三月営業運転を開始している。

第5章 電気事業



発電所建設前の伊方町九町越



伊方発電所

(注) 伊方発電所の1号機(円柱)と2号機(ドーム)。
右手の奥に3号機が建設中

更に三号機は電気出力八九万^{ワット}で六一年一月着工し、六七年三月運転開始を目指して工事が進められている。一号機については、四七年二月、第五八回電源開発調整審議会会で四六年度の国の基本計画の中に追加することが承認され、これを受けて四国電力㈱は同年四月、公有水面埋め立て工事の開始をもって準備工事に着手。五月には、内閣総理大臣に原子炉設置許可申請書を、通産大臣に電気工作物変更許可申請書をそれぞれ提出した。その後、国の安全審査が行われ四七年十一月、内閣総理大臣から原子炉設置許可、通産大臣から電気工作物変更許可が下りた。

その後、第一回工事計画認可。原子炉建て屋の建築確認を得て四八年六月、原子炉格納施設の基礎岩盤掘削を開始し、本格工事に着手した。

この間、四八年三月、伊方発電所用淡水取水計画を保内町の地下水取水から海水淡水化に変更したが、これについては同年五月原子炉設置変更許可を得ている。

四八年七月、原子炉格納施設の基礎検査合格。四九年一月、原子炉格納容器の仮支柱立柱式を舉行し、据え付け工事を開始。同年八月には建設工事の総合進行率五〇^{パーセント}に到達。四九年一〇月原子炉格納容器据え付け完了。五〇年九月タービン、発電機の据え付け、原子炉容器の据え付けが開始された。この間四九年八月、伊方発電所の温排水対策として、透過堤による水中放流方式が採用された。立地地点は陸上交通路の未整備の場所で工事用資材など必要物資はほとんど海上輸送によって行われ、船舶からの陸揚げ用岸壁の造成、必要面積の埋め立て、炉心部設置岩盤を中心とする地盤の整備、伊予灘の波浪に対する海岸線の補強など困難な状況の下で慎重な工事が続けられ五〇年一二月完了した。

五一年八月から九月初装荷燃料搬入、引き続き一二月初装荷燃料集合体一二一体を装荷。五二年一月、初臨界に達した。同年二月試験送電を開始、引き続き各出力段階での性能試験が行われ、五二年九月国の最終検査に合格

1, 2 号機の概要

		1 号 機	2 号 機
位 置	愛媛県西宇和郡伊方町九町越		
敷 地 面 積	約79万 [㎡] (うち約10万平方メートルは海面埋め立て)		
設 置 者	四国電力株式会社		
原 子 炉 型 式	加圧水型軽水炉	同 左	
電 気 出 力	566kW	同 左	
燃 料	装 荷 量	二酸化ウラン約55トン (濃縮度約3%)	同 左
	集 合 体	121体	同 左
送 電 系 統	187kV 2回線により大洲変電所を経て四国主要系統に連係 187kV 2回線増設し、1号機と共に4回線により大洲変電所を経て四国主要系統に連係		
設 計 熱 効 率	約34%	同 左	
建 設 工 事 費	約780億円	約1,300億円	
立 地 決 定 年 月 日	45. 9. 21	—	
電 源 開 発 調 整 審 議 会 承 認 年 月 日	47. 2. 25	50. 3. 17	
原 子 炉 設 置 許 可 年 月 日	47. 11. 29	52. 3. 30	
工 事 計 画 認 可 年 月 日	48. 4. 16	52. 12. 8	
着 工 年 月 日	48. 6. 15	53. 2. 21	
初 臨 界 年 月 日	52. 1. 29	56. 7. 31	
試 験 送 電 開 始 年 月 日	52. 2. 17	56. 8. 19	
営 業 運 転 開 始 年 月 日	52. 9. 30	57. 3. 19	

3号機増設概要

位 置	愛媛県西宇和郡伊方町九町越（1、2号機の東側に設置）
敷 地 面 積	約86万㎡（現敷地面積約80万㎡、新規埋立面積約5.4万㎡）
原 子 炉 型 式	加圧水型軽水炉
電 気 出 力	約89万kW
燃 料	低濃縮二酸化ウラン
送 電 設 備	伊方3号機用開閉所および50万ボルト送電線を増設
港 湾 設 備	既設港湾設備を使用
発 電 用 水	海水淡水化装置を増設
取 放 水 方 式	深層取水・水中放流方式
建 設 費	約2,840億円
運 転 開 始 予 定	昭和67年3月

し、営業運転を開始した。

二号機については、五〇年三月、第六六回電源開発調整審議会において四九年度の国の基本計画に追加することが承認され、五〇年五月、原子炉設置変更許可および電気工作物変更許可申請。国の安全審査を経て五二年三月原子炉設置変更許可および電気工作物変更許可が下りた。その後五二年一月第一回工事計画認可。五三年一月タービン建て屋の基礎掘削工事開始。同年二月原子炉基礎掘削工事を開始して本格工事に着手した。

五三年七月原子炉格納施設の基盤検査に合格。五四年一月、原子炉格納容器の仮支柱立柱式を挙行、据え付け工事が開始された。五四年七月総合進行率五〇％に到達。同年九月、原子炉格納容器の据え付け工事了。五五年四月タービン、発電機の据え付け開始、同年七月原子炉容器の据え付け開始。五六年四月から五月初装荷燃料搬入。同年六月初装荷燃料集合体一一体装荷、同年七月初臨界。八月試験送電開始。五七年三月国の最終検査に合格し、営業運転を開始した。

更に三号機は五八年三月、第九一回電源開発調整審議会

五七年度の国の基本計画の中に追加することが承認され、四国電力は五九年五月原子炉設置変更許可申請書を通産大臣に提出、六〇年五月公害防止協定に基づく伊方三号機建設工事計画書を愛媛県と伊方町に提出、同年六月愛媛県、伊方町は同計画書を承認。これを受けて四国電力は、九町越現地において安全祈願祭を行い、準備工事に着手した。

その後、原子力安全委員会等のダブルチェックを受け六一年五月、原子炉設置変更許可、電気工作物変更許可が下り、四国電力は同年五月二十九日、第一回工事計画認可申請書を通産大臣に提出。同年八月認可され、六七年三月運転開始を目指し工事が進められている。

九 安全協定

原子力発電所に関する安全性の確保については、原子炉等規制法等により国が監督、規制を行い、一切の責任と権限を持っているが、地域住民の健康と安全および福祉を確保することは、地方自治体として当然の責務である。このため伊方町は愛媛県および四国電力との三者で昭和五一年三月、伊方原子力発電所周辺の安全確保および環境保全に関する協定書を締結し、発電所周辺環境の安全確保と地域住民の福祉向上に努めているが、三号機増設に伴い六〇年四月改定した。

伊方町は四八年九月から四九年一〇月の間、安全協定の町素案について町内各界の意向を聴取。そして四九年一〇月二日、この意向聴取結果を愛媛県に提出した。五〇年八月愛媛県と伊方町は安全協定について協議したが、愛媛県は福祉条項は安全協定になじまないということであった。

そして五〇年九月から五一年一月にかけて、安全協定の当事者である愛媛県、伊方町、四国電力の三者間で協議を重ね、五一年二月、三者間で福祉条項以外の全般にわたり、原則的に合意に達し、同年三月三日県案の正式提

示、これを受けて伊方町は五一年三月九日から二二日にかけて、町内各種団体二八団体に対し、安全協定案の説明会を実施するとともに三月一二日、町議会へ正式提案し、審議されたが、福祉条項の問題で町議会は三月二四日愛媛県へ陳情。その結果、福祉条項は覚書に明文化することで三月二六日合意に達し、翌二七日町議会で安全協定締結について全会一致で同意の議決。そして三月三十一日愛媛県、伊方町および四国電力㈱の三者で正式に調印された。この安全協定の特色は、放射性物質の放出管理について、努力目標値年間〇・七ミリシーベルトを定めたこと。紛争などの処理として因果関係の判然としない間接被害について、行政が介入する道を開いていることである。

五五年五月、四国電力㈱から愛媛県および伊方町に三号機増設の申し入れがあり、これを契機に五一年三月締結された安全協定の改定が行われた。それは、五一年三月締結した協定には伊方町に設置する原子炉総数は二基を限度とするとして明記しているためである。五六年一〇月伊方町は愛媛県に対し、三号機受け入れに関する地区説明会ならびに議会審議の過程を踏まえ、五項目の整備を要する諸条件について陳情。

愛媛県は伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会で技術的事項について検討。一方伊方町は町議会、環境監視委員会に改定案をあらかじめ送付した。そして五九年一二月から六〇年二月にかけて、町議会、環境監視委員会、更に伊方原子力発電所環境安全管理委員会で審議、六〇年二月、伊方町議会臨時会で安全協定改定について全会一致で同意の議決をした。これを受けて六〇年四月、愛媛県、伊方町、四国電力㈱の三者は安全協定を改定し現在に至っている。

主な改定事項は、

- 。発電所周辺の被ばく線量の努力目標値を〇・七ミリシーベルトに据え置く。
- 。伊方町に設置する原子炉を三基に限定し将来も改定できないものとする。
- 。核燃料の海上輸送による搬出入の際は関係漁協へも事前連絡する。

- 。異常時の連絡内容の明確化
- 。原子炉停止等の措置要求権の強化
- 。損害賠償強化のための無過失責任の明確化
- 。風評などによる間接被害補償請求に対する、紛争処理規定、被害補償認定委員会の設置などを明記し間接被害補償制度を明確化した。
- 。間接被害補償積立金制度の導入
- 。協定違背時の措置の新設

一〇 環境監視

監視体制

愛媛県では伊方町に原子力発電所が設置されることに伴い、周辺地域住民の安全確保を図るため、四九年四月、県公害課に特殊公害係を、県公害研究所に放射能科を新設し、環境放射線等の監視体制を強化、五〇年四月から発電所周辺における環境放射線等の調査を開始した。更に五一年三月、愛媛県、伊方町および四国電力㈱三者で伊方原子力発電所周辺の安全確保および環境保全に関する協定を締結。五一年四月からモニタリングステーションのテレメータ化ならびにコンピュータによるデータ処理など、そのシステム化を図り、伊方町役場に中央監視室を開設し、環境放射線等を常時監視している。

五一年六月には伊方原子力発電所環境安全管理委員会を設置した。この委員会は原子力に関する技術的な専門家各種団体の代表者および行政機関の職員などで構成され、発電所周辺の環境監視の方法、各種調査結果などの検討を行っている。また、この委員会には技術専門部会を置き、技術的な問題について詳細な検討を行っている。

なお、委員会の実務実施については安全協定三者で構成する伊方原子力発電所環境調査技術連絡会等を組織し、

環境放射線等測定機器および測定内容ならびに強化内容

測定項目	測定機器	台数等			測定方法	測定内容
		既設	強化	合計		
空間線量測定	モニタリング・ステーション	1		1	現地で連続測定	環境の場の宇宙線や自然及び人工の放射性物質からの放射線量を合せて測定するもので、線量評価に結びつく情報が得られる。(モニタリングステーションは宇宙線寄与分を除く)
	モニタリング・ポスト		2	2	"	
	モニタリング・ポイント	10	20	30	3か月毎読み取り	
	モニタリング・カー	1		1	必要に応じて	
環境試料	全ベータ放射能測定	低バックグラウンド放射能測定装置	1		1	比較的簡単な前処理(蒸発・灰化等)を行った後、測定する。
	核種分析	ガンマ線多重波高分析装置	1	1	2	物理的・化学的な処理や、測定器の特殊な操作、測定装置を用いて測定する。
		アルファ線多重波高分析装置		1	1	
		液体シンチレーションカウンタ	1		1	
		低バックグラウンド放射能測定装置	(1)		(1)	

昭和54年度の整備には、上記測定器のほか、緊急時用測定器を整備している。

毎月一回程度の会議を開催し、検討を重ねるとともに、併せて安全協定の実際上の運用などについて話し合っている。また五三年四月には公害研究所を公害技術センターと改称した。

一方伊方町は、愛媛県の環境放射線等調査について、モニタリングステーションなどの管理および巡視、環境放射線等監視テレメータ装置によるデータ収集、環境試料採取の事務などの委託をうけ実施するとともに、五一年五月、伊方町環境監視委員会を設置した。この委員会は、伊方発電所周辺地域の環境放射能および温排水並びに発電所の運転管理に関し、その状況を調査し、安全確保および環境保全について確認している。構成は、伊方町行政側三人、伊方町議会五人、各種団体の代表者(伊方町農業協同組合、町見農業協同組合、伊方町漁業協同組合、有寿来漁業協同組合、町見漁業協同組合、伊方町商工会、区長会、伊方町青年団協議会、伊方町連合婦人会、伊方町連合PTA、伊方中学校、町見中学校)二人および学識経験者四人となっている。

環境監視機 愛媛県は四九年度から環境放射線等の調査に必要な測定機器を順次整備し、五〇年度には、モニタ器等の整備 リングステーションのテレメータ化ならびにコンピュータによるデータ処理などそのシステム化を図り、五一年四月から、伊方町役場で環境放射線等の常時監視を行っているが、五四年三月に発生した米国TMI(スリーマイル島)事故にかんがみ、調査、測定機器の拡充、強化を図った。主な測定機器は次表のとおりである。

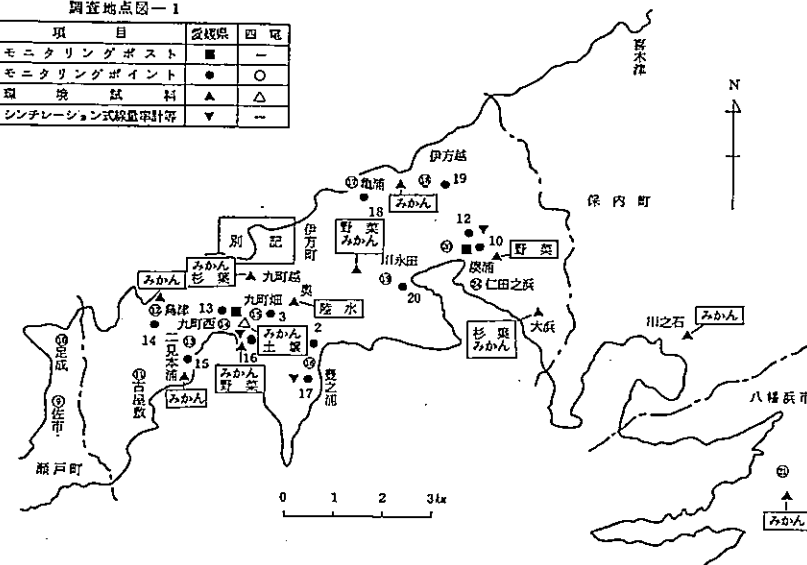
環境放射 愛媛県と四国電力は、伊方発電所一号機の運転開始に先立ち、五〇年四月から発電所周辺における環境放射線等の調査を開始した。

調査は愛媛県公害技術センター、伊方町および四国電力が実施しており、調査における分析技術の向上および分析精度の確保を図るため、五〇年度から国の専門機関との分析確認調査を実施するほか、愛媛県と四国電力の間でもクロスチェックを行っている。

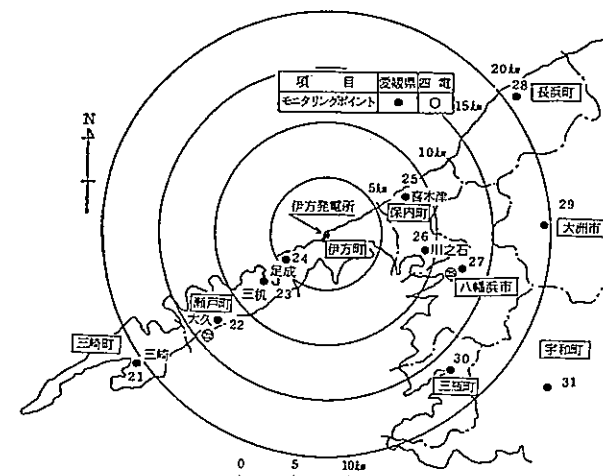
これらの調査結果は、五一年六月に設置された伊方原子力発電所環境安全管理委員会の技術専門部会において三

調査地点図-1

項目	愛媛県	四 電
モニタリングポスト	■	—
モニタリングポイント	●	○
環境試料	▲	△
シンチレーション式線量率計等	▼	—



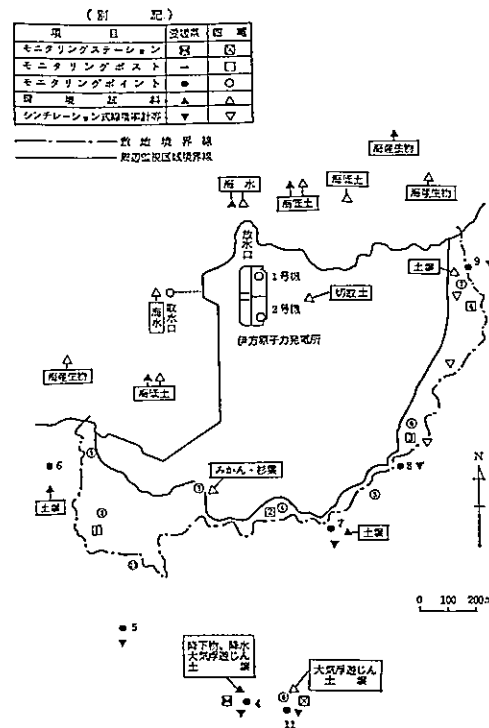
調査地点図-2



一一 原子力広報

愛媛県伊方原子力広報センター 原子力に関する広報については、国および企業において積極的に行われていたが、伊方町にお力広報センター いては、町広報紙によって行われていた程度であった。そこで地方自治体として、いかに原子力の安全に取り組んでいるか、広報の徹底を図るため、昭和五十七年十二月伊方町民会館内に愛媛県伊方原子力広報センターを開設した。

五一年七月、伊方町は町民会館新築構想を打ち出し、諸般の調査研究を開始した。五二年二月この町民会館の構



か月ごとに検討評価を行った後、愛媛県が公表している。

また、年間の調査結果（年報）については「環境放射線モニタリングに関する指針」（五八年七月改訂原子力安全委員会）に基づき検討、評価を行い、伊方原子力発電所環境安全管理委員会の審議を経て公表している。

愛媛県および四国電力㈱の環境放射線等の調査地点は上図のとおりである。

第4編 産業・経済

想を発電用施設周辺地域整備法に基づく整備計画に中央公民館として計上した。ところが二号機にかかわる電源立地促進対策交付金単価特例措置の問題と関連し、五三年三月、中央公民館との合併施工を求めていくこととなり、初めて、原子力広報センターの計画が打ち出された。そして五六年八月、愛媛県の受託事業により着工した。

この間、伊方町は検討委員会を開催し、計画内容などを協議する一方、五六年五月には町議会において、行政財産の無償貸し付けについて議決。同年七月には愛媛県伊方原子力広報センターの建設に関する基本協定書を締結し、五七年一月完成した。原子力発電とともに歩む地域社会の姿を通して、原子力発電の正しい理解を深めるためのふれあいの広場として、五七年二月開設された。

鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）造り六階建て、塔屋付き（うち原子力広報センター、六一〇・七五坪）で、一階は明るく豊かな町づくり「電源立地と地域振興」、二階は「みんなで見守る原子力発電」「原子力発電と安全監視」をテーマとし、ビデオ中心の展示内容となっている。

更にこの施設の運営管理と併せて、広域の常時継続的な広報活動を展開するため、五八年四月愛媛県、伊方町および四国電力の三者の出捐による財団法人伊方原子力広報センターを設立した。

伊方ビジタムは、伊方原子力発電所建設に伴い、地域住民に原子力発電所を正しく理解してもらうため開設されたもので、伊方町にPR館が新設するまでの間、常設することになった。その後、原子力建設準備所が九町越に移設されたことに伴い四七年三月、伊方町湊浦字鼻越一一三番地に移転された。

その後五三年六月、伊方町九町越公園内に、伊方ビジタムズハウスとして新築された。鉄筋コンクリート一部二階建て展望塔付き、エレベーター二基、建築延べ面積一〇〇〇坪、建設費約五億円。伊方ビジタムズハウスは、四国電力が原子力発電、エネルギー問題について理解を深めてもらうため、展示ホールには、原子燃料集合体の

実物大模型をはじめ、原子力発電のしくみ、原子燃料サイクルの模型、放射線遮へい実験装置等各種模型、実験装置を展示。集会ホールでは、映画やスライドも上映、多目的ホールとして利用されている。地上一六m、標高二一〇mの展望室からは瀬戸内海や宇和海が眺望でき、晴れた日には国東半島（大分県）や日振島（宇和島市）まで見渡せる。見学者は年間約五万人、六一年九月現在延べ四〇万人となっている。

二二 科学技術庁愛媛原子力連絡調整官、資源エネルギー庁伊方運転管理専門官

愛媛原子力 原子力連絡調整官は、原子力開発利用を推進する上で原子力施設所在地の地域住民の原子力に対する連絡調整官 理解と協力を深めるため、昭和四七年度に設けられた制度で、科学技術庁原子力局政策課立地地域対策室に所属し、発電所外における国と地元との連絡調整、地元の原子力に関する活動の支援などを行っている。

原子力連絡調整官事務所は、伊方発電所一号機の営業運転開始に伴い、五二年一月庁舎内に開設された。その後五五年七月伊方町母子健康センター（湊浦字赤崎七六番地）に、五七年二月伊方町民会館に移転され現在に至っている。

また、原子力連絡調整官の業務は、愛媛県内に置かれる原子力発電所の設置および、運転にかかわる周辺地域における地方公共団体、原子力事業者、その他関係機関との連絡調整、県および事業者の実施する環境モニタリングなどの活動についての支援、その他原子力に関する情報提供など、原子力に関する活動の円滑な促進のため地元と国の連絡調整業務を行っている。

なお、科学技術庁愛媛原子力連絡調整官事務所の歴代所長は次のとおりである。

初代 木下 舜（五二年一月～五五年四月）
二代 田辺 実（五五年四月～五七年五月）

- 三代 高松 政晴（五七年五月～五九年三月）
- 四代 中根 康夫（五九年四月～六一年九月）
- 五代 大野 信幸（六一年一〇月～現在に至る）

伊方運転 運転管理専門官は、昭和五四年三月に発生した米国TMI事故の際に提起された運転管理上の諸問題、管理専門官 題、すなわち、

- (1) その事故の主要原因が運転員の誤操作、誤判断にあったこと。
 - (2) 事故時の際の迅速かつ適切な連絡通報の緊要性が再認識されたこと。
 - (3) 地元自治体から、原子力発電所での国の運転管理面の監視監督の強化に対する強い要請があったこと。
- などを踏まえて五四年六月、TMI事故に伴って停止中であつた大飯発電所一号機の運転再開に際し、常駐検査官を派遣したのを皮切りに、保安規定の遵守状況の調査、その他原子力発電所の運転管理状況の確認などの業務を行う目的で五五年四月から発足（五四年六月から五五年四月の間は出張方式による検査官派遣）した制度であり、通商産業省、資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課に所属している。

伊方町へは五四年八月から常駐（出張方式）を開始したが、資源エネルギー庁伊方運転管理専門官事務所は五五年七月に伊方町母子健康センター（湊浦字赤崎七六番地）に開設された。その後五七年一二月、伊方町民会館に移転され現在に至っている。また六〇年一〇月より専門官が一人増員され、現在二人の専門官が常駐している。

資源エネルギー庁伊方運転管理専門官事務所の歴代所長は次のとおりである。

- 初代 山西 良治（五五年七月～五七年四月）
- 二代 丸尾 健造（五七年四月～五九年三月）
- 三代 喜多 直幸（五九年四月～六一年三月）

四代 西村 一夫（六一年四月～現在に至る）

一三 推進組織

昭和四四年三月、八幡浜市と西宇和五町の市町長、議長、一二人で原子力発電所誘致期成会を発足させた。原子力発電所誘致期成会は、八幡浜市、西宇和地方の産業経済発展のため伊方町へ原子力発電所を誘致しようと発足したもので会長に八幡浜市長清水新平、副会長に伊方町長山本長松が就任した。

四五年八月には、九町地区有志五〇人による原子力発電研究会が発足した。同研究会は、地域住民の原子力発電に関する知識の啓発、および地域社会発展のための研究開発を目的として発足したもので、先進原発開発地域の視察、講師招へいによる原発教室、相互研究による相互理解の学習活動を取り上げ、会長に三根生清一、副会長に松田文治郎が就任した。

更に四五年九月、伊方町原子力発電所設置促進期成会（四八年一〇月融心会）が発足した。この期成会の構成員は、伊方町議会の元議員と現職議員で構成され、会長に亀井源松、副会長に松田文治郎、丸山臨吉が就任した。

こうした推進組織は発足後、愛媛県への陳情、先進地である教賀、美浜発電所の視察、講演会、地元住民に対する理解と協力を求めるなど積極的な誘致運動を展開したが、一号機の本格的着工後、所期の目的を達成したとして発展的に解消した。

一四 発電所組織

四国電力は、昭和三十一年二月に社長室企画課の事務分掌に原子力発電の調査研究を加え、三五年一〇月には、火力課に原子力係を新設して、調査研究の体制を整え、発電所の設計、建設、運転に関する技術的諸問題の検討な

らびに電源立地に関する調査、研究等を進めていた。その後、原子力発電所立地の具体化に伴い、四二年六月には火力部内から分離して原子力調査室を設け、更に四五年八月にはこれを原子力部に改めて組織を充実強化した。これに伴ってプラントメーカーとの共同研究体制や、学識経験者を含む気象調査会、耐震調査会を発足させるなど、原子力発電開発への体制を整えた。

		45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
伊方駐在の役員	常務取締役														長島 修			
	取締役														山下嘉治	長島 修	仙波貞史	小野道男
一・二号機関係	伊方原子力建設準備所																	
	伊方原子力建設所																	
	伊方発電所																	
	伊方総合事務所																	
	伊方原子力事務所																	
三号機関係	立地部(伊方駐在)																	
	伊方原子力調査所																	
	伊方原子力事務所																	
	伊方原子力建設準備所																	

伊方発電所に係る現地組織の変遷

() : 所長名

八幡浜市に伊方原子力建設準備所を開設、その後一号機が本格的に着工した四八年六月、伊方原子力建設所に改称し、事務所を九町越に移設した。そして五二年九月、伊方発電所となった。

また五二年九月から五三年十一月の間、一号機と二号機の事務を総合的に処理するため伊方総合事務所が設置されていたほか、伊方発電所の統括として伊方原子力事務所が五三年二月から五七年三月まで設置されていた。

方原子力建設準備所を設置した。六一年三月伊方原子力事務所を廃止し、伊方原子力建設準備所となった。

なお伊方発電所にかかわる現地組織の変遷は前ページのとおりである。

一五 反対運動

原子力発電所誘致

昭和四四年三月から四月にかけて、山本長松町長は、過疎化に悩む伊方町の地域振興策として反対共闘委員会（川口寛之委員長）を結成、反対運動を始めた。同年七月には伊方町議会臨時会も原子力発電所誘致を満場一致で議決した。

これに対し、放射能の恐怖と原子力発電所の事故を心配した町見地区の一部住民が同年一〇月、原子力発電所誘致反対共闘委員会（川口寛之委員長）を結成、反対運動を始めた。共闘委員会のメンバーは当初二五人だったが、反対署名運動や、伊方町、四国電力㈱に対し、文書やデモの波状抗議を展開するとともに原発学習会などを重ね、反対運動の輪を広げた。

四五年五月四国電力㈱は伊方町九町越に原子力発電所設置の意向を固め、ボーリング調査を開始した。反対住民は実力阻止行動に移り、町見地区の一部小中学校で学童の同盟休校に訴えたり、発電所用地の立木伐採、里道問題などで紛糾、バリケードや座り込みによる抗議を続けた。

一方、伊方町に隣接する保内町や三崎町、八幡浜市などにも反対組織が誕生、これらの団体は四七年八月、伊方原発反対八西連絡協議会（川口寛之会長）として一本化した。

四八年六月、一号機建設に本格的に着工した。これを契機に反対運動も激化し、四九年六月には伊方町との間で紛糾、反対住民の中から逮捕者三人が出た。このほか、初装荷燃料の搬入（五一年八月）に際して漁船四〇隻、約四〇〇人の住民が海陸から大がかりな阻止行動を展開し、混乱した。みかんと漁をよりどころに静かで素朴だっ

第4編 産業・経済

た伊方町は原子力発電所の賛否を巡り二分されていた。住民同士が反目し合うようになり、兄弟、親類間でけんか別れをするケースも生じた。

四八年八月と五三年六月に一、二号機の設置許可取り消しを求めて国を相手取り、松山地裁に提訴、反対闘争は主に法廷の場へ舞台を移した。

五七年十一月の三号機増設に伴う第一次公開ヒアリングを頂点に反対住民は「美しい郷土を子孫に残すために」を合言葉に、特定のイデオロギー、政党色を避けた住民主導型の闘争を根強く続けている（『愛媛県百科大事典』）。

行政訴訟

伊方町、保内町、三崎町、八幡浜市の一部住民が国を相手どり、伊方発電所一、二号炉の設置許可処分取り消しを求めて行政訴訟を起こした。

一号炉訴訟は、昭和四八年八月、住民三五人が松山地裁に提訴、三六回の口頭弁論で科学者二人が証言したほか、原告弁護士、国双方による原子力発電所の安全性を巡る論争が展開され、証拠調べ、現地調査も行われた。原子力発電所のは非に対するわが国初の司法判断として注目された判決は、五三年四月、同地裁（柏木賢吉裁判長）で言い渡された。

判決は「周辺住民は放射線障害を受ける可能性がある」と原告適格を認めたものの、「原子炉設置を許可した国の安全審査は適法で安全性は確保されており処分は適当」と国の主張を全面的に受け入れ、原告の請求を棄却した。敗訴した原告住民三二人はこれを不服として高松高裁に控訴、同年一〇月から始まった控訴審で再び安全性論争に入った。

翌五四年三月の米国TMI事故の原因と経過、安全装置の要とされるECCSの有効性などを巡って、四人の科学者証言も白熱化した。住民側は「TMI事故は炉心が溶融するなど、国が実際には起こり得ないとしている事故で、多重防護等の安全神話は崩れ、原判決の誤りを事実で証明、伊方でも同様な事故は起こり得る」と主張した。

これに対して国側は「同事故の原因は運転操作のミスで、伊方炉の安全審査の合理性を左右しない。同事故は起こらない」と主張、双方は真っ向から対立した。同高裁（宮本勝美裁判長）は五八年三月の第二二回口頭弁論で突然、証人調べを打ち切って結審を宣言した。五九年一二月、同高裁で言い渡された判決は、一審判決を支持して原告側の控訴を棄却、「国の安全審査に重大な誤りはなく許可処分は適法、TMI事故は主として運転操作の誤り」と判断した。わが国原発訴訟で初めての高裁判決だったが、松山地裁判決、福島地裁判決（五九年七月、東京電力㈱福島第二原発訴訟）を追認した形となった。原告側は「不当判決であり認められない」と最高裁に上告、現在係属中である。

一方、二号炉訴訟は五三年六月、伊方町と周辺住民三三人が増設許可取り消しを求めて松山地裁に提訴した。原告側は訴訟代理人を立てない行政訴訟で異例の本人訴訟の形をとった。

一号炉と同様にTMI事故が焦点となったほか、住民自らが放射性固体廃棄物最終処分の不備、航空機事故の危険性、温排水の海域への影響、放射能の危険性などを指摘し、許可処分の不当性を主張、現在係属中である（『愛媛県百科大事典』）。※ECCS＝緊急炉心冷却装置

一六 伊方発電所の現状

電力の供給

わが国の原子力発電は、運転中三二基、二四五二万キロワットに達した。昭和六〇年度には全国の発電電力量の二六パーセント一五九〇億キロワットをまかない、石油火力の一四〇六億キロワットの二五パーセントを上回るまでウエイトを高め、原主油従型へと変わってきた。

四国では伊方発電所一号機（出力五六・六万キロワット）が、五二年九月に、続いて同二号機（出力五六・六万キロワット）が五七年三月に運転開始したことにより六〇年度の発電電力量は七八億キロワットで、四国電力㈱の総発電電力量の三六

セリを占めるまでになっている。

一方、電力の安定供給には安定した運転による設備利用率の向上が不可欠であり、わが国のそれは年々向上し、原子力発電先進国の中でも良好な稼働実績を示している。なかでも伊方発電所は一、二号機とも順調な運転を継続しており、全国平均の七六セリを上回る七八・四セリとなっている（昭和六〇年度）。

また、四国電力は電力の安定供給を図るため、伊方三号機（出力八九万ワット）の増設を計画。六七年三月の運転開始を目指して、現在工事が進められており、その発電設備は、一、二号機と合わせて二〇二万ワットに達し、運転開始すると四国の総発電電力量の約五〇セリをまかなうことになっている。

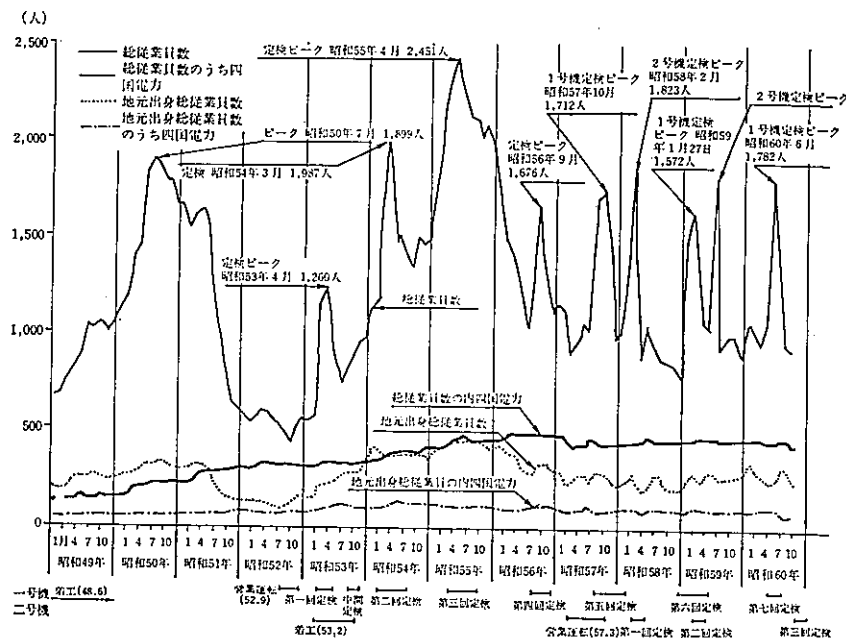
保守点検

原子力発電所は、電気事業法第四七条の規定に基づき、国の最終検査から一年を経過した日の前後一か月を超えない時期において約三か月間運転を停止し、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、補助ボイラーおよび非常用予備発電装置などについて国の検査を受けなければならない。

定期検査を含めた伊方発電所への従業員の推移をみると次ページのとおりである。

このように、伊方発電所における従業員数は定期検査等のピーク時で約二〇〇〇人、このうち地元出身総従業員数は四〇〇人から五〇〇人、地元出身総従業員のうち四国電力側に雇用されている人は約一〇〇〇人となっている。発電所立地がその建設過程、保守点検などにおいて、一時的とはいえ、地域に及ぼした雇用効果は極めて大きいといえる。

第5章 電気事業



伊方原子力従業員の推移

一七 発電所立地に伴う地域への影響

人 口 伊方町の人口は、昭和三〇年（約一万三〇〇〇人）立町以来、直線的かつ急激に減少していたが、四五年（伊方発電所地点決定年次）を境に減少傾向が鈍化し、現在八五〇〇人で横ばいか、やや減少の傾向を見せている。

このことは、日本経済の高度成長が地方の人口を都市に集中させ、全国的に過疎過密問題を起こし、オイルショックから低成長時代に入り、地方へのＵターンが始まり、全国的に過疎過密傾向が緩和された現象をそのまま反映していると見てことができる。

しかし、伊方町周辺の市町では、隣接の保内町を除き、八幡浜市をはじめ瀬戸町、三崎町共に減少傾向の鈍化は認められていないことから、地域全体として非常に減少傾向の強い地域であり、そ

の中にあって伊方町と保内町が、原子力発電所立地の影響を直接的あるいは間接的に受けながら、人口の減少が鈍化あるいは横ばいに転じたものと思われる。

年齢階層別に四〇年から五五年の人口変化を見ると、一五歳から三九歳の若年、青年層が郡部で三〇パーセント減に対して伊方町は一三パーセント減（県八パーセント減）にとどまっており、また四五年（伊方発電所地点決定年次）から五五年では、三パーセントの増加に転じているなど、この年齢層の定着率が郡部に比して高い。とりわけ一五歳から三九歳の男子人口は郡部二七パーセント減、県五パーセント減に対して伊方町は一・五パーセント増となっており、四五年以降増加に転じていることから、こうした傾向は、原子力発電所立地などによる就業機会の増大がこの年齢層の人口流出に歯止めをかけたとともに、発電所関連従事者の転入があったことが主因と考えられる。

産業

伊方町の産業別の就業者数の推移をみると第一次産業の減少が郡部および県に比べて小さく、第二次産業は建設業が著しく増加した結果、郡部および県を上回る約二倍の増加を示し、第三次産業は卸・小売業、電気ガス供給業、サービス業の増加により県平均なみの増加率を示した。このうち、電気ガス供給業の就業者は、伊方発電所一号機が運転開始した五二年以降に急増している。この電気ガス供給就業者の大部分は伊方発電所勤務者と考えられる。建設業の就業者が四八年以降に急増し、同期間に農業就業者が著しく減少しているのは、伊方発電所の建設工事、更に、電源立地交付金事業による町内での公共事業の増加に伴い、農業就業者が吸引されたものと考えられる。

就業者の構成比を郡部との比較でみると伊方町は、原子力発電所立地前の四五年において第一次産業の比率が郡部に比べ高く、第二次、第三次産業の比率が低い就業構造を示していたが、立地後の五五年においては、第二次産業の比率が高まり、郡部なみになったことを除けば、この傾向はあまり変わっていない。

所得

伊方発電所が町民経済にどのように影響を与えてきたかを所得統計からみてみると、昭和五十六年度愛媛県市町村民所得統計では、伊方町の町内純生産は二九億七二〇〇万円で、愛媛県下五八町村中五位を占めている。しかしこの純生産の中には町内に発電所があるため電気生産額が四〇・三パーセント（九二億五〇〇〇万円）含まれており、これを除けば県下五八町村中二〇位となる。一人当たり分配所得は一七七万円で県下五八町村中純生産と同様五位を占めている。一〇年前の四六年度と比較すると、四六年度純生産は三一億五四〇〇万円で一〇年間に七・三倍、電気を除いても四・三五倍、県下町村中の順位は二六位から五位に躍進、電気を除いても二六位から二〇位へ、六町村を追い抜いたこととなる。四六年度一人当たり分配所得は四九万円で一〇年間で三・六倍、県下町村中の順位は九位から五位へ四町村を追い抜いている。更に純生産を産業分類別にみると、第一次産業は七位から一位へ、第二次産業は三四位から七位へ、第三次産業は二八位から二位へ、電気を除いても二八位から二五位へと相対的地位が変化している。

このように、町内純生産は発電所立地前の七・三倍、町民分配所得は三・六倍に達している。このことは、発電所立地が町民の所得向上に寄与したものであると思われる。

町財政への影響 発電所立地が町経済に与える影響の中でも、とりわけ財政へ与える影響は大きいものがある。町財政への直接的な効果としては、電源立地促進対策交付金の交付、発電所の償却資産にかかわる固定資産税、法人住民税等が挙げられる。

伊方発電所は、昭和四八年六月原子炉基礎掘削を開始し、本格工事に着工した。四八年のオイルショックにより四九年以降国家的に低成長時代に入ったが、伊方町では一号機の建設工事が本格的になったこと、電源三法が成立し、交付金事業が始まったことなどにより、町内は活力を取り戻した。

四九年三月、地方税法の一部改正が行われ、発電施設の固定資産税が満度に入ることとなったこともあって、伊

第4編 産業・経済

方町の財政力指数は順次上昇、一号機の運転開始により五三年度、二号機の運転開始により五八年度以降、普通地方交付税の不交付団体となるなど町の財政力は飛躍的に向上、発電所立地前において町の税収だけでは難しかった社会生活基盤の整備が発電所立地によって可能になった。しかし、原子力発電所立地に伴う主な収入は、償却資産にかかわる固定資産税である。この償却資産税は、年々減少していくことが確実であるために、町村財政に与える影響は極めて大きいと考えられる。

電源三法

電源三法は、昭和四十九年六月電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法として制度化された。これは、発電所立地確保の促進と地元への利益還元をねらったもので、販売電力量一〇〇〇万キロワットにつき四四五円の電源開発促進税を電力会社課して、これを収入源として、特別会計を設け、発電所立地町と周辺の市町村に交付するものである。

伊方町でもこの電源三法によって、一号、二号機の建設にかかわる二億四〇〇〇万円が、四九年度から五七年度の九年間にわたって交付された。また隣接町の保内、瀬戸町には一億二〇〇〇万円がそれぞれ交付され、地域振興や社会福祉向上のための事業に投資された。伊方町では、この間電源立地促進対策交付金により、伊方町中央公民館をはじめ、町見体育館、町道、農道、医療、福祉施設等九六件の公共施設の充実と産業基盤の整備を行った。

更に、三号機分については六一年三月、伊方地域整備計画が通商産業大臣ほか、関係所管大臣の連名で承認され、六二年度より交付金事業が開始された。